

令和7年度青森県公立学校任期付職員募集案内  
(育児休業代替任期付職員)

令和7年8月1日  
中南教育事務所

1 目的

中南教育事務所では、中南管内（弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町及び田舎館村）の公立小学校及び中学校において、出産に伴い育児休業を取得する職員の代替として、任期付職員を募集します。

なお、この募集は、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき行うものです。

2 募集する職種及び受付期限

職種	講師、養護助教諭、学校栄養職員
受付期限	令和7年8月27日（水）消印有効

3 採用見込数

職種	校種	教科（科目）	採用見込数
講師	小学校		約2名
養護助教諭	小学校、中学校		約2名
学校栄養職員	小学校		約1名

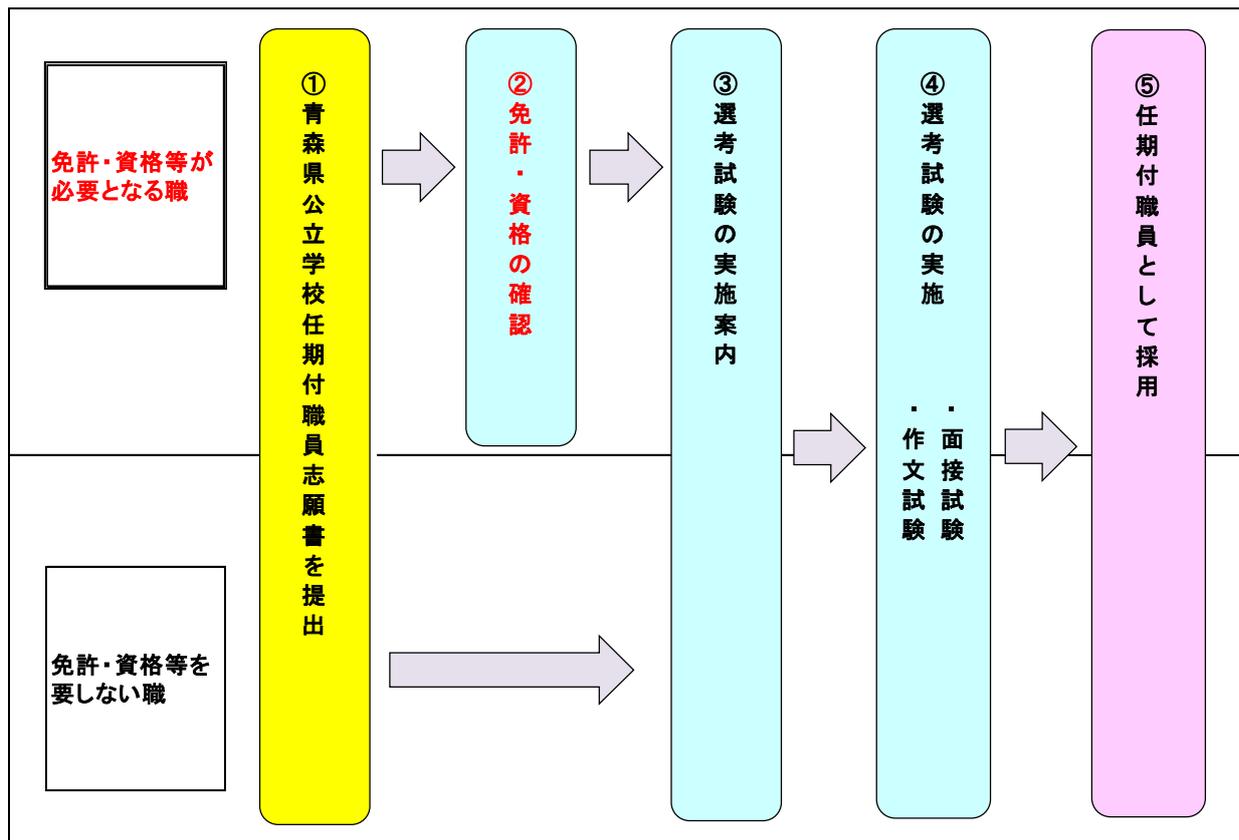
4 応募資格

(1) 必要な免許・資格等

職種	免許・資格等
講師 養護助教諭	教育職員免許法に規定する各相当の普通免許状を有する者（当該普通免許状を取得する見込みである者）
学校栄養職員	栄養士又は管理栄養士の資格を有する者（当該資格を取得する見込みである者）

(2) 地方公務員法第16条の欠格条項及び学校教育法第9条の欠格事由に該当する者は、応募することができません。

## 5 採用までの流れ



- ① 青森県公立学校任期付職員志願書により、希望職種及び勤務希望任地等を申告します。
- ② 免許・資格が必要な職種については、免許状等の写しを添付する必要があります。
- ③ 選考試験の実施にあたり、日時及び試験会場等を志願者へ電話等で連絡します。
- ④ 選考試験（作文試験・面接試験）を行います。
- ⑤ 選考試験に合格した者が任期付職員として採用されます。

## 6 応募手続

### (1) 応募書類

- ① 青森県公立学校任期付職員志願書
- ② 免許・資格が必要な職種については、免許状等の写しを添付
  - ア 講師、養護助教諭  
教員免許状の写し（免許状を更新した者は、更新講習修了確認証明書の写しも添付）  
又は教員免許状取得見込証明書
  - ア 学校栄養職員  
栄養士又は管理栄養士の資格の写し

### (2) 提出先

封筒の表に「任期付職員志願書在中」と朱書きで記入の上、下記へ郵送してください。

〒036-8345 弘前市蔵主町4 中南教育事務所 電話 0172-32-4451

## 7 選考試験の実施

### (1) 選考試験

作文試験及び面接試験を実施します。

### (2) 試験内容

#### ① 作文試験

中南教育事務所のホームページに掲載した課題について作成し、面接試験時に持参してください。

なお、本県の国立学校又は公立学校において、任期付職員又は臨時的任用職員として、令和2年4月1日から令和7年8月31日までに、以下に該当する職種の勤務経験を有する者は、作文試験を免除します。

職種	講師（非常勤を除く。）、養護助教諭、実習助手、寄宿舍指導員、事務職員、学校栄養職員
----	---

#### ② 面接試験

弘前合同庁舎（弘前市蔵主町4）にて行います。

### (3) 選考方法

作文試験及び面接試験の結果をもとに、応募時に提出された書類を考慮して選考します。

### (4) 選考結果の通知

令和7年9月19日（金）に中南教育事務所のホームページに採用候補者の受験番号を掲載します。

## 8 勤務条件等

### (1) 任用期間

任用期間は、休業を取得する職員の状況によって決定され、3年以内となります。

なお、休業した職員が休業の承認の失効又は取消しとなったときは、当初の任期よりも短くなる場合があるほか、休業した職員が休業を延長するときは、任用期間が延長となる場合があります。

### (2) 給与

任期付職員の給与は、「職員の給与に関する条例」第3条「行政職給料表」「教育職給料表（一）」「教育職給料表（二）」「医療職給料表（二）」が適用されます。

なお、号級については、講師経験・民間会社の勤務歴等により調整されます。下記は、新卒者がすぐに採用された場合の給料の一例となります。

（令和7年4月現在）

職種	最終学歴	号給	月額
講師、養護助教諭	大卒	教育職給料表（二） 1級25号給	247,000円
学校栄養職員	短大卒	医療職給料表（二） 1級9号給	204,500円

(3) 各種手当

支給要件に応じて通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

(4) 勤務時間

1週間当たり38時間45分で正規職員の例によります。なお、始業時刻、終業時刻、休憩時間については、勤務校の校内規程等によることになります。

(5) 休暇

年次休暇、病気休暇及び特別休暇があり、原則として正規職員に準じます。

(6) 福利厚生等

公立学校共済組合へ加入することになり、原則として正規職員と同じく地方公務員法が適用されます。